

貿易関係証明についてのお知らせ

2021 年 3 月 22 日

貿易関係証明申請者 各位

非特惠(一般)原産地証明書（日本産）のみのオンライン発給の開始に関するご案内

平素より福岡商工会議所の貿易関係証明をご利用頂きまして、誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、非特惠(一般)原産地証明書（日本産）のみのオンライン発給を 2021 年 3 月 22 日(月)より開始いたします。

つきましては、2021 年 3 月 22 日(月)から「貿易関係証明発給システム」の企業登録受付を行います。今後オンライン発給をご希望される方は下記をご参照の上、お手続きをお願いいたします。※**5.注意事項**をご一読いただき、ご検討ください。

なお、オンラインでの企業登録後も、従来どおり書面での申請を希望する方につきましては、窓口での発給、オンラインでの発給の併用が可能です。

記

1.貿易関係証明発給システム利用開始日

2021 年 3 月 22 日(月) 9：00～開始（システム稼働時間 8：30～17：30※土日祝日年末年始を除く※）

2. 必要な機器（環境）について

ネットワークにつながった PC やカラー印刷が可能なプリンタが必要です。

O S は Windows10、ブラウザは Google Chrome をご利用ください。

3.料金について

従来の窓口での登録・発給と同料金です。（※金額は全て税込表示です。）

	会員	非会員
登録手数料（2 年間有効）	無料	5,500 円
発給手数料（1 件につき）	1,100 円	2,200 円

4.登録方法

登録申請ページにアクセスして申請をしてください。

※登録方法の詳細は別紙を参照ください。

※既に福岡商工会議所に貿易関係証明の企業登録をしている事業所様は、登録期限内であっても、オンライン発給を行う場合は登録申請ページより申請が必要です。オンライン登録された場合は登録完了時点から 2 年間有効となります。

5.注意事項

- 発給手数料のお支払い方法は**クレジットカード決済のみ**となります。
- 現時点では、**非特惠原産地証明書（日本産）のみ**が対象となります。外国産原産地証明書、インボイス証明書、サイン証明書等是对応していません。
- 現時点では、**申請者のみ**利用可能です。代行業者によるオンライン申請・発給には対応していません。
- オンライン発給後の**訂正は不可**です。再発給となり新たな手数料が発生します。

企業登録・更新について

詳しくは「**利用マニュアル**」をご覧ください。

①登録申請 【企業】



パソコンで登録申請ページにアクセスして
必要事項を入力します。

登録申請ページURL:

https://coo.jcci.or.jp/eCO/form_int.htm?id=4001

(福岡商工会議所専用)

※既に福岡商工会議所に貿易関係証明の企業登録をしている事業所様は、登録期限内であっても、オンライン発給を行う場合は登録申請ページより申請が必要です。

②書類提出 【企業】



オンライン上から出力した誓約書・業態内容届・署名届に捺印・記入の上、必要書類(次ページ参照)と共に商工会議所にご提出ください。

③登録審査 【会議所】



商工会議所で**2営業日**以内に審査後、書類に不備がなければ、貿易証明登録証(管理者ID・パスワード)をメールにて送付いたします。

④ID等の交付 【企業】



管理者IDでシステムにログイン後、担当者のユーザーIDとパスワードをご確認ください。

システムURL: <https://coo.jcci.or.jp/eCO/>

※発給申請はユーザーIDとパスワードを使用します。

登録方法を動画でもご覧いただけます。

動画マニュアル: <https://youtu.be/J7UGj0zokwg>

【お問い合わせ先】

福岡商工会議所 産業振興部 産業振興グループ 貿易関係証明担当

TEL: 092-441-1230 Email: shoumei@fukunet.or.jp

企業登録・更新について

詳しくは「**利用マニュアル**」をご覧ください。

■提出書類

【提出必須】

1. 貿易関係証明に関する誓約書

※**誓約書の代表者印**には**印鑑証明書**の印を押印してください。

法人の場合：会社の印鑑証明書と同じ印

個人の場合：代表者個人の印鑑証明書と同じ印

2. 貿易関係証明申請者業態内容届

3. 貿易関係証明申請者署名届

※署名者が複数人いる場合は、全署名者分の署名届の提出が必要です。

※署名届のサインは**枠内**に**黒字**でご記入ください。（**青字不可**）

※代行業者の場合は、署名届の提出は不要です。

4. [法人]—登記簿謄本（履歴事項全部証明書3ヶ月以内に発行）、 印鑑証明（3ヶ月以内に発行）

[個人]—住民票、印鑑証明（3ヶ月以内に発行）、開業届のコピー

5. 会社案内のパンフレット又はホームページをプリントアウトしたもの

【場合に応じて必要な書類】

6. 営業拠点が福岡市内にない場合

本店所在の商工会議所の会員証明書（会員の場合）、

もしくは、**地区外登録理由書**

7. 代表者、登録するサイナーが外国人の場合

在留カードまたは特別永住者証明書のコピー（両面）

8. 中古品を取扱う場合

古物商許可証のコピー

※その他、必要に応じて関係書類を提出していただくことがあります。

1. 2. 3. については登録
申請ページより出力します。

■提出方法

郵送

※事前に提出書類の確認をさせていただきます。

（メール到着後、2営業日以内に返信を致します。）

郵送先：

〒812-8505 福岡市博多区博多駅前2-9-28

福岡商工会議所 貿易関係証明担当 宛

※お急ぎの場合は窓口にての提出も可能です。
（登録手数料は現金でお支払いいただきます。）

■登録手数料

・会員：無料

・非会員：5,500円（税込）

■登録手数料支払い方法

現金、もしくは**請求書払い**

原則、追跡可能な郵送方法をご利用ください。当所は、申請書類
の郵送に係る紛失リスクは負いません。

【請求書払いの場合】

・振込手数料はご負担ください。

・登録書類が当所に到着後、書類に不備がなければ、
請求書を2営業日以内にメールにてお送りします。

・振込期日は申請した月の**翌月末日**とします。

・請求書を送付後、**3カ月**以内にお支払いが確認でき
ない場合、申請頂いた登録を無効とさせていただきます。
再度登録申請を行ってください。

※登録手数料のお支払いを確認できない場合は、発給申請をお受付することが出来かねます。

発給申請について

詳しくは「**利用マニュアル**」をご覧ください。

①発給申請 【企業】



パソコンで発給システムにアクセスして
必要事項を入力します。
貿易関係証明発給システム：
<https://coo.jcci.or.jp/eCO/>

注意事項

- ・原産地証明書への[アタッチシートは不可](#)です。連続記載方式となり、すべてのページに申請者と会議所のサインが記載され、会議所の割印は記載しません。
- ・ [SHIPPINGマーク欄への図案の記載はできません](#)。また、記載できる[文字数に制限\(2000字まで\)](#)があります。
- ・[発給後の訂正は不可](#)です。再発給となり新たな手数料が発生します。
- ・[外国産原産地証明、インボイス証明、サイン証明](#)は、現時点(2021年3月9日)では対応していません。
- ・証明書に記載する各製品の重量などの[単位は1種類](#)のみ記載可能です。2種類以上の記載をご希望の場合、窓口にて申請をお願い申し上げます。

②審査・承認 【会議所】



商工会議所で**2営業日**以内に審査後、
不備がなければ承認します。

③手数料支払 【企業】



システムで手数料を支払います。
現時点でのお支払い方法は、クレジットカード決済
のみですのでご注意ください。

④証明書印刷 【企業】



自社のプリンターで白紙に証明書を印刷します。
※窓口発給で使用していた専用用紙は不要です。

申請方法を動画でもご覧いただけます。

動画マニュアル：<https://youtu.be/HrS2WV8l9ss>

【お問い合わせ先】

福岡商工会議所 産業振興部 産業振興グループ 貿易関係証明担当

TEL: 092-441-1230 Email: shoumei@fukunet.or.jp